

平成31年度



申請書類作成の際のポイントをまとめました！  
申請書類の作成に当たっては、必ずこの手引を御確認ください！

## 京都市民間ブロック塀等の除却促進事業

### 申請手続の手引

#### 申請者の皆様へ

- 1 この事業では、「助成対象となるブロック塀等」及び「助成対象となる工事」の要件を定めています。**これらの要件に該当しない工事については、助成金の対象として認められません。**十分に御確認のうえ、除却工事の計画を立ててください。
- 2 この手引のほか、助成事業に関する取り扱いについて、質疑応答形式で、ホームページ (<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000240176.html>) で公開していますので、活用してください。

【御注意】以下のものは「助成対象外」です。

- 住宅の敷地間にあるブロック塀等の除却工事
- 申請予定者自らが除却工事を行うもの(DIY)など、工事請負契約を結ばずに行う工事

#### 京都市都市計画局建築指導部 ブロック塀等支援窓口

〒604-8571

京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488番地  
京都市役所 ブロック塀等支援窓口

(京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課内)

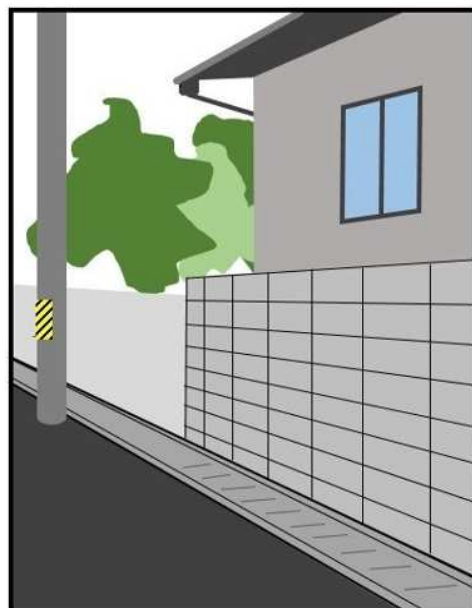
受付時間 午前9時～正午・午後1時～午後5時

(土・日・祝日・年末年始を除く。)

T E L (075) 222-3603

京都市 ブロック塀等の安全対策

検索



# 目次

● 助成対象となる要件	1
● 申請手続の流れ	3
● 交付申請（工事前の手続）について	4
● 変更承認申請について	5
● 完了実績報告（工事後の手続）について	6
● 交付申請書（第1号様式）記入例	7
● 見積書 作成例	9
● 申立書 作成例	11
● 同意書 作成例	12
● 変更承認申請書（第2号様式）記入例	13
● （中止・廃止）承認申請書（第3号様式）記入例	14
● 完了実績報告書（第4号様式）記入例	15
● 助成金請求書（第5号様式）記入例	16
● 写真台帳 作成例	17
● 写真の撮り方等の注意点	20
● その他の注意点	21
● （参考）ケーススタディ	22

# 助成対象となる要件

## 【助成対象となるブロック塀等】

次の1～3の要件すべてに当てはまるもの

- 1 以下のいずれかに当てはまるもの
  - (1) 道に面するもの
  - (2) 公園、幼稚園、保育所、小・中・高等学校及び特別支援学校等に面するもの  
(これらの敷地内に存するブロック塀等は対象外)
- 2 地面からの高さが1メートル以上のブロック塀等
- 3 交付申請書(様式1)裏面に記載の基準に適合していない部分を有しているもの

## 【申請できる方】

- 1 助成対象ブロック塀等の所有者で除却工事を行う方
- 2 近隣住民その他の助成対象ブロック塀等の関係者で、所有者の同意を得て助成対象ブロック塀等の除却工事を行う方

※ 請負契約を結び、除却工事を行うものが対象です。(申請者自らが工事を行うもの(DIY等)は対象外です。)

## 【助成対象となる工事】

- 1 地面よりも上部に存するブロック塀等(基礎を除く。)の全部を除却する工事であること。(2ページ「助成対象ブロック塀等の除却範囲の要件」参照)

## 【助成対象となる費用】

- 1 助成金の交付の対象となる費用は、助成対象ブロック塀等(基礎を含む。)の除却に要する費用(廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費を含む。)。  
なお、門柱、門扉及びフェンス等の附属物の除却に要する費用は含めることができません。
- 2 消費税相当額又は地方消費税相当額は含めることはできません。

## 【助成金の額】

- 1 助成金の交付額は次のいずれかの少ない額(ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額となります。)
  - (1) 助成対象となる費用 × 2/3
  - (2) ブロック塀等の長さ(10cm未満の数字は切捨て) × 8,000円
  - (3) 150,000円

【助成金額の計算例】長さ10mのブロック塀等の除却工事の場合  
基準額(1): 150,000円(見積金額) × 2/3 = 100,000円  
基準額(2): 10m(長さ) × 8,000円 = 80,000円  
基準額(3): 150,000円  
⇒ 助成金額は、基準額(2)の80,000円となります。

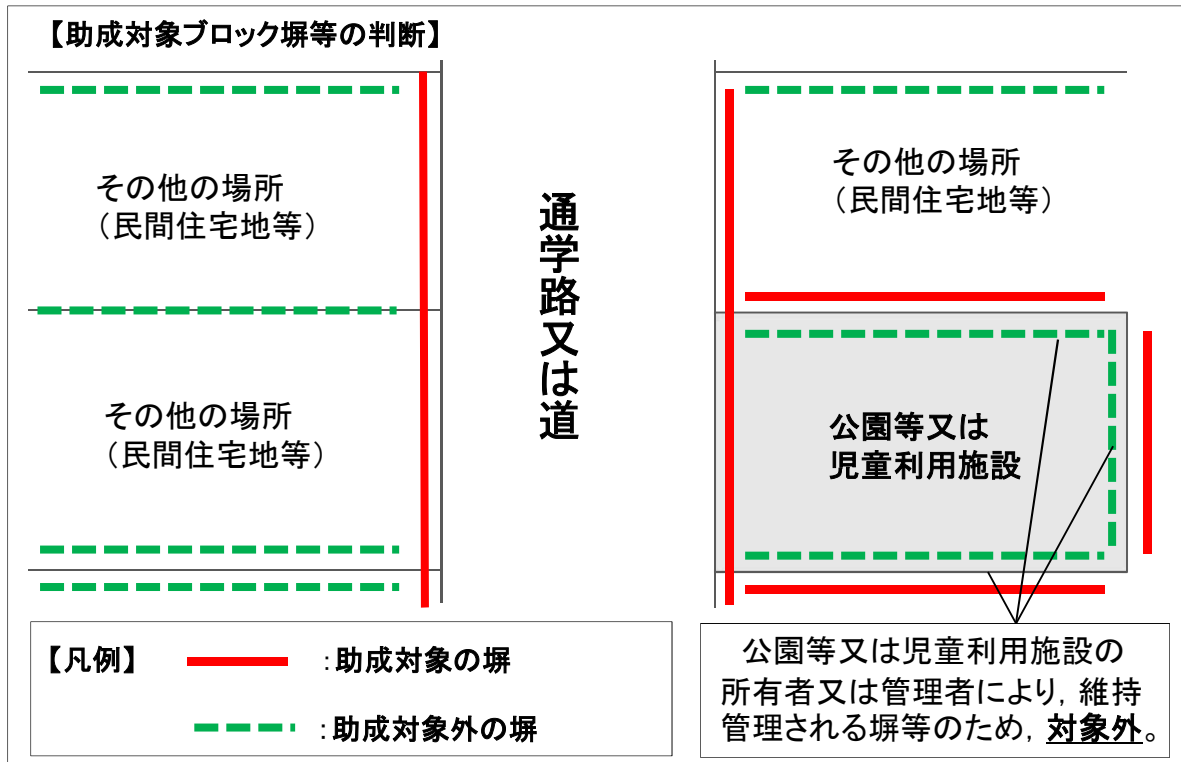
## 【申請受付期間】

平成31年4月8日(月)～平成32年3月2日(月)

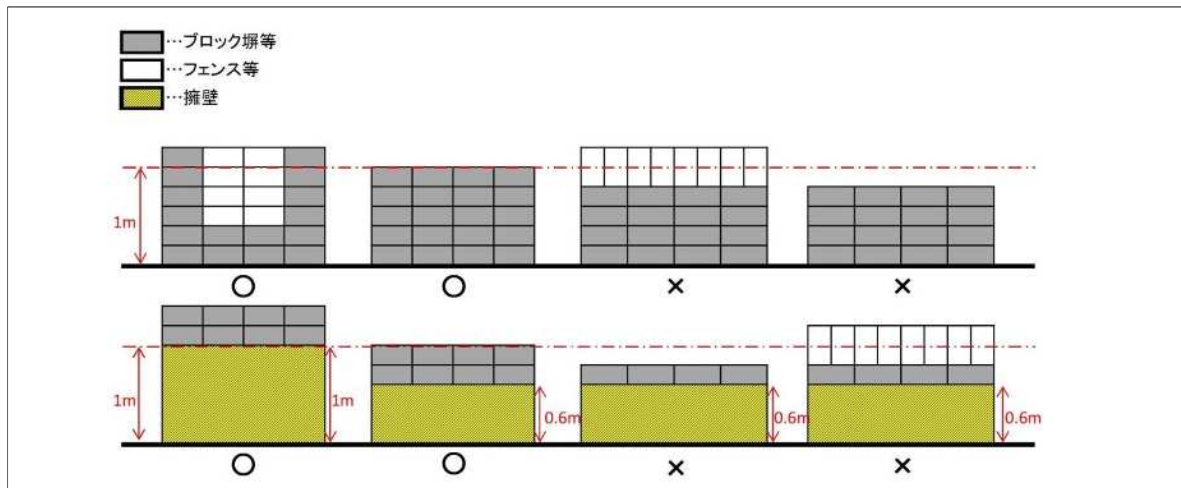
※ 予算がなくなった場合は、受付を終了することがあります。

# 【対象となる要件の具体的イメージ】

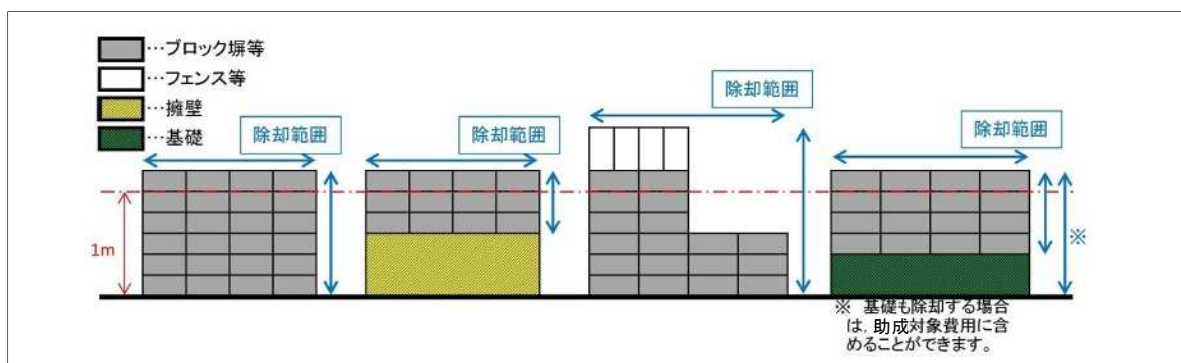
## 【助成対象ブロック塀等の判断】 ※ブロック塀等は全て高さ1.0m以上とする。



## 【助成対象ブロック塀等の高さの要件】



## 【助成対象ブロック塀等の除却範囲の要件】



## 手続の流れ

工事契約・着工前に、必ず交付申請の手続を行ってください！

### 交付申請

- 交付申請書等の必要書類を、ブロック塀等支援窓口に提出してください。(必要書類は4ページをご覧ください。)
- 書類を審査し、要件に適合していることが確認できれば、交付申請を受理します。
- 書類を受理した後に、京都市から申請者に交付決定通知書を送付します。交付決定後、事業着手(工事の契約を含む)が可能です。
- 交付申請の受付締切は、**平成32年3月2日(月)**です。

### 工事契約・着工 工事完了

- 交付申請の内容(工事範囲や内容、工事費等)を変更し、交付予定額に変更が生じる場合は、当該工事を行う前に必ず変更の手続を行ってください。(必要書類は5ページをご覧ください。)
- 書類を受理した後に、京都市から申請者に変更承認通知書を送付します。

### 完了実績報告 ・請求

- 工事完了後は1箇月以内を目安に、完了実績報告書、助成金請求書等の必要書類を、提出してください。(必要書類は6ページをご覧ください。)
- 交付額に変更が生じた場合は、変更承認申請書の提出が必要です。変更が承認されないと完了実績報告を行うことはできません。
- 書類を受理した後に、京都市から申請者に交付額決定通知書を送付します。
- 完了実績報告の受付締切は、**平成32年3月16日(月)**です。

### 助成金受取

## 交付申請（工事前の手続）について

	必要な書類	書類作成上の注意点
①	交付申請書 (第1号様式★)	○ 7ページの記入例を参考にしてください。
②	助成対象ブロック塀等の 除却前の 全体の写真 及び写真撮影方向図	○ ブロック塀等の全体の写真は、どのブロック塀等のどこまでの範囲が申請対象なのかを確認するために必要です。 ○ 範囲が広い場合は、全体がわかるよう、複数の写真の提出をお願いします。
③	安全点検の結果、 基準に適合していない 部分の写真	○ 交付申請書(様式1)裏面のチェックリストにおいて、基準に不適合と判断された部分の写真を提出してください。
④	付近見取図	○ 申請するブロック塀等の所在地の分かる地図。住宅地図でも可。 ○ ブロック塀等の位置がわかるよう、敷地内の位置をお示ください。
⑤	助成対象ブロック塀等の 位置、長さ、及び高さ を記した資料 (配置図等)	○ 以下の事柄が記載されている資料を作成してください。 ・ ブロック塀等が設置されている敷地の形状 ・ 敷地が接する道路等、公園等及び児童利用施設等の名称等 ・ 方位 ・ 助成対象となるブロック塀等の位置、長さ及び高さ ※ 「交付申請額」の算出根拠となる書類です。 ※ 写真と作成された資料が異なっていると認められる場合は、追加で資料の提出をお願いすることがあります。
⑥	助成対象工事に要する 費用の見積書 <コピーでも可>	○ 「交付申請額」の算出根拠となる書類です。 ○ <b>発行元の押印</b> が必要です。 ○ 助成対象ブロック塀等の除却に要する費用が明確に分かる必要があります。 ○ ⑤で作成された資料と照らし合わせて、 <b>除却するブロック塀等の長さが一致していることが確認できる</b> 必要があります。 ○ その他、9ページの作成例を参考にしてください。
⑦	所有者である旨の 申立書	○ 除却するブロック塀等の所有者である旨を申立書によりお示ください。 ○ 11ページの作成例を参考にしてください。
⑧	所有者又は共有者の 同意書 (参考様式★) <必要な場合のみ>	○ 近隣住民、その他の助成対象ブロック塀等の関係者で、所有者の同意を得て除却工事を行う場合や共有するブロック塀等の除却工事を行う場合に必要です。 ○ 所有者(共有者含む。)へ実施内容(申請内容)について、 <b>説明のうえ、同意を得るとともに、同意書への署名及び捺印が必要です。</b> ○ 12ページの作成例を参考にしてください。
⑨	その他市長が必要と 認める書類 <必要な場合のみ>	○ 詳細を確認する必要がある申請については、上記の他に、書類の提出を求める場合があります。 ○ 申請内容の審査のため、御協力いただきますようお願いいたします。

※ 字句を修正する場合は、「二重線」で抹消のうえ、訂正印を押してください。**ケズリや塗り消し、修正液・修正テープでの修正は認められません。**

※ 全てボールペン等で記入してください(**こすって消えるペンは不可**)。

※ ★印は、様式を「ブロック塀等支援窓口」で配布しているほか、ホームページからもダウンロードができます。

# 変更承認申請について

## ○ 変更承認申請が必要な場合

- ・ 交付申請の内容(除却工事の内容及び費用等)を変更し、交付予定額に変更が生じる場合は、当該除却工事を行う前に必ず変更の手続きを行ってください。

## ○ 変更承認申請が不要な場合

- ・ 以下のような軽微な変更は変更承認申請の必要はありません。完了実績の報告時に、併せて報告してください。
  - 交付予定額に変更を生じない、工事内容、助成対象費用の変更又は経費の配分の変更
  - 助成対象工事の予定期間の延長
  - 工事施工者の変更
  - 申請者の住所又は連絡先の変更
  - その他市長が認めるもの

### 【例1】変更内容：基礎部分の除却の追加

	助成対象費用	交付予定額
変更前	150,000 円	100,000 円
変更後	225,000 円	150,000 円

↓  
交付予定額に変更があるため

**必要**

↓  
以下の書類を提出してください。

### 【例2】変更内容：基礎部分の除却の追加

	助成対象工事費	交付予定額
変更前	230,000 円	150,000 円
変更後	260,000 円	150,000 円

↓  
交付予定額に変更がないため

**不要**

変更承認申請は不要ですが、完了実績報告の際には、助成事業に係る最終の費用内訳が分かる書類(清算書、最終の見積書、工事部位および工事内容を明記した図面等、助成対象工事の変更内容がわかるものなど)を提出してください。

	必要な書類	書類作成上の注意点
①	変更承認申請書 (第2号様式★)	○ 13ページの記入例を参考にしてください。
②	(変更後の) 助成事業に要する 費用の見積書 <コピーでも可>	○ 「交付申請額」の根拠となる書類です。 ○ <b>発行元の押印</b> が必要です。 ○ その他、9ページの作成例を参考にしてください。
③	助成事業の変更 内容がわかる資料 <コピーでも可>	○ 交付申請時に提出した資料のうち、変更する必要があるものを提出してください。 ○ 必要に応じて、変更内容がわかる資料を求める場合がありますので、御協力いただきますようお願いいたします。

※ ★印の書類は、様式を「ブロック塀等支援窓口」で配布しているほか、ホームページからもダウンロードができます。

## 完了実績報告(工事後の手続)について

	必要な書類	書類作成上の注意点
①	完了実績報告書 (第4号様式★)	○ 15ページの記入例を参考にしてください。
②	請負契約書又はこれに代わる書類の写し	○ 除却工事に係る契約書としてください。 ○ 記載する金額は、交付申請書に記載した助成対象費用と一致させてください。一致しない場合、但し書きで助成対象費用を記入してください。 ○ 工事請負契約は、 <u>交付申請の手続後</u> に行ってください。 ○ 契約書には <u>双方の押印</u> が必要です。
③	領収書の写し	○ 申請者が、見積内訳書に記載されている金額を支払ったことを確認するために必要です。 ○ <b>事業者の受領印</b> が必要です。 ○ 記載する金額は、 <u>交付申請時に記載した助成対象費用と一致させ、但し書きに「ブロック塀等の除却工事代金として」と記載してください。</u> ○ <u>金額が一致しない場合、助成対象工事に要した費用がわかるよう内訳を記入してください。(例えば、「うち、ブロック塀等の除却工事代金として〇〇円」などと記載してください。)</u> ○ 領収書のあて先は、申請者と一致させてください。
④	助成対象工事の実施状況を示す写真及び写真撮影方向図	○ 実施した除却工事の範囲が写っている全体の着手前及び完了後の写真を提出してください。 ○ 除却と同時にブロック塀等を新設される場合は、新設工事の着手前に、除却工事完了後の写真を撮影するよう注意してください。 ○ 除却工事の範囲が広い等の理由により、1枚の写真に納まらない場合は、複数枚の写真を提出してください ○ 写真撮影をした位置及び方向がわかる資料も合わせて提出してください。
⑤	その他市長が必要と認める書類 <必要な場合のみ>	○ 交付決定後、軽微な変更があった場合は、変更内容がわかる図面や見積書等の書類を添付してください。 (例) 交付予定額に変更を生じない、工事内容や助成対象工事費の変更があった場合 →清算書や最終の見積書、工事部位及び工事内容を明記した図面等、助成対象工事の変更内容がわかるもの ○ 詳細を確認する必要がある申請については、上記の他に、書類の提出を求める場合があります。 ○ 申請内容の審査のため、御協力いただきますようお願いいたします。
⑥	助成金請求書 (第6号様式★)	○ 16ページの記入例を参考にしてください。


- ※ 字句を修正する場合は、「二重線」で抹消のうえ、訂正印を押してください。**ケズリや塗り消し、修正液・修正テープでの修正は認められません。**
- ※ 全てボールペン等で記入してください(こすって消えるペンは不可)。
- ※ ★印は、様式を「ブロック塀等支援窓口」で配布しているほか、ホームページからもダウンロードができます。



# 交付申請書 記入例

第1号様式（第9条関係）

## 交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)  京都 太郎  (朱肉による印に限る)  (電話 222-3603)

○日付は空白にしてください。

○スタンプインクや、ゴム印は不可。  
○印影が不鮮明であれば右横に押し直してください。

京都市ブロック塀等の緊急除却促進事業助成金交付要綱第9条の規定により助成金の交付を申請します。

申請者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有者以外 ( ) ※ 所有者の同意書が無ければ交付対象となりません。
除却の対象となる助成対象ブロック塀等の概要	区分 <input type="checkbox"/> 道路等 <input checked="" type="checkbox"/> 公園等 (名称: 市役所前公園 ) <input type="checkbox"/> 児童利用施設 (名称: )
	所在地 京都市 区 申請者の住所と同じ
	長さ 延長 ( 15.2 ) メートル ※ 10cm未満切り捨て
	高さ 高さ ( 2.0 ) メートル ※ 道路等、公園等又は児童利用施設の地面から助成対象ブロック塀等の手摺までの高さ
同一敷地内の住宅・建築物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外の建築物 <input type="checkbox"/> 無
共有者の同意	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 (共有のブロック塀等ではない場合) <input type="checkbox"/> 有 ※ 共有者の同意書がなければ交付対象となりません。
助成対象費用 (税抜)	200,000 円
交付申請額 (助成金額)	①助成対象費用の2/3、②ブロック塀等の長さ×8,000円、③150,000円のいずれか低い額 ※1,000円未満切り捨て 121,000 円
工事の期間	2019年 7月20日 ~ 2019年 8月20日
過去の利用及び他の助成金等の利用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 除却する助成対象ブロック塀等について、過去にこの要綱に定める助成金又は同種類別の助成金その他の金銭的給付の交付を受けていません。

○申請者が所有者でない場合、助成事業の実施について所有者全員の同意書を添付してください。(12ページを参考にしてください。)

○添付資料のうち「助成対象ブロック塀等の位置、長さ及び高さを記した資料」と一致させてください。

○ブロック塀を他者と共有している場合、助成事業の実施について共有者全員の同意書を添付してください。(12ページを参考にしてください。)

○添付資料のうち「助成対象工事の見積書の写し」により、金額の内訳が確認できるようにしてください。

○過去に本事業又は同種類別の助成金を利用した場合は、御相談ください。

(裏面に続く)

(第1面)

ブロック塀等の自己点検による安全性の確認の実施状況

※ 該当欄に○を記入「不適合」に一つでも○が記入される場合に助成対象となります。

1 補強コンクリートブロックの塀の場合

安全点検項目	基準	結果	
		適合	不適合
① 塀の高さ	・ 2.2m 以下	○	
② 塀の厚さ	・ 高さ 2m を超える塀で 15cm 以上		
	・ 高さ 2m 以下の塀で 10cm 以上		○
② 控え壁の確認 (高さ 1.2m を超える時)	・ 塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある		○
③ 基礎の有無	・ 基礎がある	○	
④ 健全性の確認	・ 全体的に傾いていない		
	・ ひび割れがない		○
	・ 人の力でぐらつかない 等		

2 組積造（鉄筋のないコンクリートブロックの塀を含む）の場合

安全点検項目	基準	結果	
		適合	不適合
① 塀の高さ	・ 1.2m 以下		
② 塀の厚さ	・ 塀の厚さが十分ある（各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある）		
	・ 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある		
③ 基礎の有無	・ 基礎がある		
④ 健全性の確認	・ 全体的に傾いていない		
	・ ひび割れがない		
	・ 人の力でぐらつかない 等		

○補強コンクリートブロックの塀の場合は1の点検結果欄に○を記載してください。  
○組積造の場合は2の点検結果欄に○を記載してください。

添付書類一覧（番号順に添付のこと） ※添付した書類にはチェック☑をしてください。

(1) 助成対象ブロック塀等の除却前の全体の写真及び写真撮影方向図	☑添付
(2) 上記チェックリストの基準に適合していない部分の写真	☑添付
(3) 付近見取図（住宅地図の写し等に、助成対象ブロック塀等の位置を記したもの）	☑添付
(4) 助成対象ブロック塀等の位置、長さ及び高さを記した資料（配置図等）	☑添付
(5) 助成対象工事の見積書の写し	☑添付
(6) 所有者である旨の申立書	☑添付
(7) 所有者又は共有者の同意書（必要な場合のみ）	☑添付
(8) その他市長が必要と認める書類等（必要な場合のみ）	☐添付

○添付書類が全て揃っているか確認のうえ、チェックを入れてください。必要でない場合はチェックしないでください。

※ 申請等の手続きを代理人に委任する場合は、以下についても記入してください。

☑ 私は、下記の者を代理人と定め、京都市ブロック塀等の緊急除却支援事業助成金に係る一切の手続の権限を委任します。

2019年 4月 8日

(委任者) 住 所 京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町488番地

氏 名 京 都 太 郎



(朱肉による印に取る)

記

(代理人) 住 所 安心リフォーム株式会社 電話(000-0000)

氏 名 京 花 子



(朱肉による印に取る)

以上

○申請手続きを代理人に委任する場合に、記入してください。

(第2面)

# 見積書 作成例

## 御見積書

日付記入

2019年〇月〇日

〇〇〇様

〇〇邸 ブロック塀等除却工事  
京都市中京区〇〇町〇番地〇

下記のとおり御見積り申し上げます。

税込見積金額 ￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -  
合計金額 ￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -  
消費税 ￥〇〇, 〇〇〇 -

会社印を押印。  
無ければ代表者印を押印。

株式会社〇〇〇工務店  
京都市中京区〇〇〇町〇〇番地〇〇  
TEL 075-0000-0000  
FAX 075-0000-0000



「除却するブロック塀等の長さ」がわかるように記載してください。  
提出される資料等に数量が分かる寸法を記載してください。

助成対象費用が明確にわかるように記載してください。

内訳明細書

名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額
<b>【ブロック塀等の除却工事】</b>					
1 撤去費	高さ1m以上の部分を有するブロック塀	15.2	m		●●●,●●●●
2 廃棄物運搬費		1	式		●●●,●●●●
3 処分費		1	式		●●●,●●●●
4 仮設費		1	式		●●●,●●●●
5 諸経費		1	式		●●●,●●●●
6 値引き・調整		1	式		●●●,●●●●
<b>【小計】</b>					
<b>【助成対象外工事】</b>					
7 門柱・門扉・フェンス撤去処分費		1	式		●●●,●●●●
8 ブロック塀新設費		1	式		●●●,●●●●
9 生垣新設費		1	式		●●●,●●●●
10 仮設費		1	式		●●●,●●●●
11 諸経費		1	式		●●●,●●●●
12 値引き・調整		1	式		●●●,●●●●
<b>【小計】</b>					
<b>【合計】</b>					
<b>【消費税】</b>					
<b>【税込見積金額】</b>					
					●,●●●,●●●●
					〇〇,〇〇〇
					●,●●●,●●●●

①税抜金額で表記。  
②助成対象工事の小計を明記。

複数の工事が含まれる見積書を作成される場合は、「仮設費」及び「諸経費」に関しては、按分した額を、それぞれの工事の費用に含めてください。  
値引き・調整を行う場合もそれぞれの工事毎に値引き及び調整を行ってください。

## 申立書 作成例

(参考様式)

### 申 立 書

年 月 日

(あて先) 京都市長

(申立人)

住所：京都市中京区寺町通御池上  
る上本能寺前町777番地

氏名： 京都 次郎



○スタンプインクや、ゴム印は不可。  
○印影が不鮮明であれば右横に押し直してください。

私は、下記のとおり申し立てます。

記

今回、京都市ブロック塀等の緊急除却促進事業助成金交付要綱に基づき、交付申請を行う以下のブロック塀等については、私が所有するものです。

(助成対象ブロック塀等の概要)

ブロック塀等の所在地

京都市 中京 区  
寺町通御池上る上本能寺前町488番地

○交付申請書の「除却の対象となる助成対象ブロック塀等の概要」に記載の所在地と一致させてください。

以上

※原本を提出していただく必要があります。

## 同意書 作成例

(参考様式)

### ブロック塀等除却工事の実施同意書

(所有者の署名押印)

住所 京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町777番地

氏名 京都 次郎



2019年 7月 13日

○スタンプインクや、ゴム印は不可。  
○印影が不鮮明であれば右横に押し直してください。

私が所有する下記のブロック塀等の除却工事の実施及び助成金の申請について、除却範囲等、交付申請の内容について説明を受けたうえで、所有者として同意します。

なお、除却工事の実施及び助成金の申請にあたり、写真撮影、調査、その他必要な作業において、敷地への立入りが必要となる場合には、これに協力します。

記

ブロック塀等の所在地	京都市 中京 区 寺町通御池上る上本能寺前町488番地
除却工事の実施者 (助成金の交付の申請者)	京都 太郎

○交付申請書の「除却の対象となる助成対象ブロック塀等の概要」に記載の所在地と一致させてください。

以上

※原本を提出していただく必要があります。

# 変更承認申請書 記入例

第2号様式（第13条第2項関係）

## 変更承認申請書

○日付は空白にしてください。

○スタンプインクや、ゴム印は不可。  
○印影が不鮮明であれば右横に押し直してください。

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604 - 8571 ) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) 京都 太郎 (電話 222 - 3603 )



(朱肉による印に限る)

○交付申請後に、建築安全推進課から送付される「交付決定通知書」の日付と文書番号を転記してください。

○過去に変更承認を行っている場合、建築安全推進課から送付される「変更承認通知書」の日付と文書番号を全て転記してください。

京都市ブロック塀等の緊急除却促進事業助成金交付要綱第13条第2項の規定により助成事業の変更の承認を申請します。

交付決定通知書の年月日及び番号	2019年 7月 20日 京都市指令都建安第 200号
変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都建安第 号 ※ 過去に変更承認を受けている場合に記入
変更の内容	施工業者の変更に伴う見積金額の変更により、助成対象費用及び交付予定額が変更となったため。

交付予定額の変更 ※金額に変更がない場合も記入	変更前	助成対象費用(税抜)	200,000 円
		交付予定額	120,000 円
	変更後	助成対象費用(税抜)	150,000 円
		交付予定額	100,000 円


※ 報告事項に応じて、適宜、写真、交付申請額算出書の資料を添付してください。

- 「助成対象費用」は、税抜金額としてください。
- 助成対象費用が変更となる場合、見積書も再度提出してください。
- 金額に変更がない場合も記入してください。

# (中止・廃止) 承認申請書 記入例

第3号様式 (第13条第3項関係)

(中止・**廃止**) 承認申請書

(宛先) 京都市長		年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)  京都 太郎 (電話 222-3603)	 (朱肉による印に限る)
京都市ブロック塀等の緊急除却促進事業助成金交付要綱第13条第3項の規定により助成事業の (中止・ <b>廃止</b> ) を申請します。 ※ 「中止」又は「廃止」に○印		
交付決定通知書の年月日及び番号	2019年 7月 20日	京都市指令都建安第 200号
中止又は廃止の理由	申請者の資金計画が予定通りにいかず、 助成事業費を支払うことができなくなったため	

○中止又は廃止に○印を記載してください。

○日付は空白にしてください。

○スタンプインクや、ゴム印は不可。  
○印影が不鮮明であれば右横に押し直してください。

○交付申請後に、建築安全推進課から送付される「交付決定通知書」の日付と文書番号を転記してください。

○やむを得ず事業を中止・廃止する理由を書いてください。

中止：助成事業着手後に事業を取りやめる場合

廃止：助成事業着手前に事業を取りやめる場合



# 完了実績報告書 記入例

第4号様式（第14条関係）

## 完了実績報告書

○日付は空白にしてください。

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒604 - 8571 ) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)  京都 太郎  (電話 222 - 3603 )

○スタンプインクや、ゴム印は不可。  
○印影が不鮮明であれば右横に押し直してください。  
○第5号様式の助成金請求書の印鑑と同じものを押印してください。

京都市ブロック塀等の緊急除却促進事業助成金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて、助成事業の完了を報告します。

交付決定通知書の年月日及び番号	2019年 7月20日 京都市指令都建安第 200号
変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都建安第 号 ※ 変更承認申請書を提出している場合に記入してください。 複数回変更している場合は、最終の変更承認通知書の年月日及び番号を記入してください。
助成事業に要した費用(税抜)	200,000 円
交付申請額	120,000 円

○交付申請後に、建築安全推進課から送付される「交付決定通知書」の日付と文書番号を転記してください。

○変更承認を行っている場合、建築安全推進課から送付される「変更承認通知書」の日付と文書番号を全て転記してください。

添付書類一覧（番号順に添付のこと） ※添付した書類にはチェック☑をしてください。

(1) 助成事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(2) 助成事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(3) 助成事業の実施状況を示す写真（道路等、公園等又は児童利用施設側から撮影した全体の着手前及び完了後の写真）及び写真撮影方向図	<input checked="" type="checkbox"/> 添付
(4) その他市長が必要と認める書類（必要な場合のみ）	<input type="checkbox"/> 添付

※ 添付書類が全て揃っているか確認のうえ、チェック☑を入れてください。必要でない場合はチェックしないでください。

# 助成金請求書 記入例

第5号様式（第16条関係）

## 助成金請求書

○日付は空白にしてください。

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 <small>(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small> (〒604 - 8571 ) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	申請者の氏名 <small>(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)</small>  京都 太郎 <small>(電話222 - 3603) <span style="float: right; font-size: small;">(朱肉による印に限る)</span></small>

○交付申請書に使用した印鑑と同じものを押印してください。  
 ○スタンプインクや、ゴム印は不可。  
 ○印影が不鮮明であれば右横に押し直してください。  
 ○訂正がある場合、必ず同じ印で修正を行ってください。  
 ○代理人の印による訂正は不可です。

京都市ブロック塀等の緊急除却促進事業助成金交付要綱第16条の規定により助成金を請求します。	
交付決定日及び番号	2019年 7月20日 京都市指令都建安第 200号
助成金請求額	円

○金額は空白にしてください。

(振込口座)

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 登録していない下記の口座→全て記入してください。 <input type="checkbox"/> 登録済みの口座（1口座のみ登録）→以下記入不要です。 <input type="checkbox"/> 登録済みの口座（複数口座を登録）のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。								
振込先金融機関名	銀行 みやこ 信用金庫 京都 信用組合 農 協						本店 支店 出張所		
受取人	預金種目 <input checked="" type="checkbox"/> 1 普通(総合) <input type="checkbox"/> 2 当座 <input type="checkbox"/> 3 貯蓄 <input type="checkbox"/> 4 その他	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義 (フリガナ)	キョウト タロウ								
口座名義 (漢字等)	京都 太郎								

○交付申請後に、建築安全推進課から送付される「交付決定通知書」の日付と文書番号を転記してください。

- ※ 請求者の名義の口座を記入してください。
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）を用いて記入してください。

## 写真台帳 作成例

参考様式（Word データ）を京都市のホームページで公開しています。参考様式を利用させていただくことで、手続がスムーズに進みますので活用してください。

### 京都市ブロック塀等の緊急除却促進事業

#### 〇〇〇〇邸 ブロック塀等除却工事 写真台帳

申請ブロック塀等の所在地	
申請者名	
工期	年 月 日～ 年 月 日
作成者	

① ブロック塀等の  
除却工事  
(工事前・全体写真)

※ 左端に穴をあけるため、  
写真はできるだけ右側に貼り付けてください。

写真番号，工事内容，工程  
など，簡単な説明を記入

写真を貼付

① ブロック塀等の  
除却工事  
(工事完了後・  
全体写真)

工事前・工事完了後を1セットとして、各工程とも同じ  
位置・方向で撮影してください。

写真を貼付

② ブロック塀等の  
除却工事  
(工事前・  
工事施工箇所詳細  
写真)

除却範囲が広く，端部の除却工事  
の実施状況がわかりづらい場合  
は，ブロック塀等の端部，基礎付  
近の写真の貼付が必要となる場合  
があります。

写真を貼付

② ブロック塀等の  
除却工事  
(工事完了後・  
工事施工箇所詳細  
写真)

写真を貼付

③ ブロック塀等の  
除却工事  
(工事前・  
工事施工箇所詳細  
写真)

写真を貼付

③ ブロック塀等の  
除却工事  
(工事完了後・  
工事施工箇所詳細  
写真)

写真を貼付

※ 必要に応じて、ページを増やしてください。

## 写真の撮り方等の注意点

ブロック塀等の除却工事の実績は、原則、提出していただく写真で確認することとなります。

写真で工事の実績が確認できない場合は、助成金の対象としていませんので、写真の撮影に当たっては、以下の注意点や、17ページの写真台帳作成例を十分に御確認ください。

### ～撮影等のポイント～

どこのブロック塀を除却工事したのかが分かるように撮影してください。

- 写真は、工事前・工事完了後の状況を撮影してください。各工程とも、同じ角度から撮影してください。
- 施工箇所が広範囲にわたる場合は、全体の工事状況が分かる写真を撮影したうえで、ブロック塀等の端部や基礎に近い部分まで除却されたことが確認できるよう、代表的な施工箇所の詳細がわかる写真を撮影してください。
- 写真の撮影位置・方向が分かるよう、写真撮影方向図を添付し、提出される資料に写真撮影位置及び方向を記載してください。
- 写真撮影の際、「〇〇邸ブロック塀等除却工事」「〇月〇日」など、現場の状況を示す黒板等を一緒に写していただくと分かりやすくなります。
- 写真は、A4版の台紙(ホームページの参考様式を御活用ください。)に、貼り付けるカラーコピーのうえ提出してください。また、写真の横には、写真番号、部位、全体・工事施工箇所詳細の別、工程など、簡単な説明を記入してください。

## その他の注意点

### ○ 助成事業の内容に変更があった場合の手続について

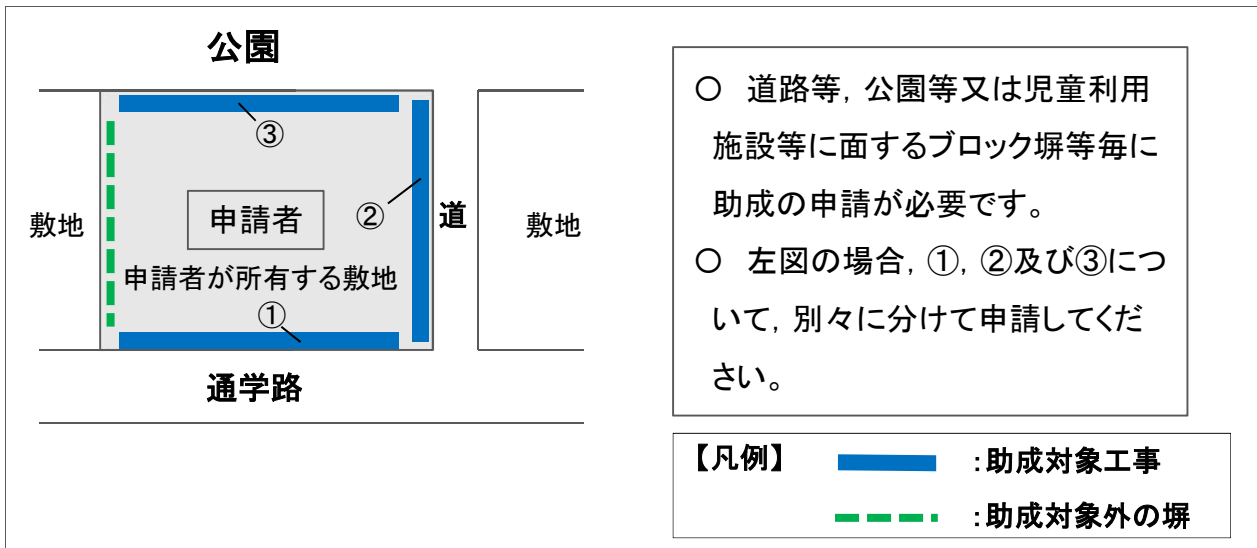
- ・ 交付申請の内容(工事範囲や内容, 工事費等)を変更し, 交付予定額に変更が生じる場合は, 当該工事を行う前に必ず変更申請書を提出してください。変更申請が完了しないと完了実績報告を行うことはできません。

### ○ 申請の際の注意点について

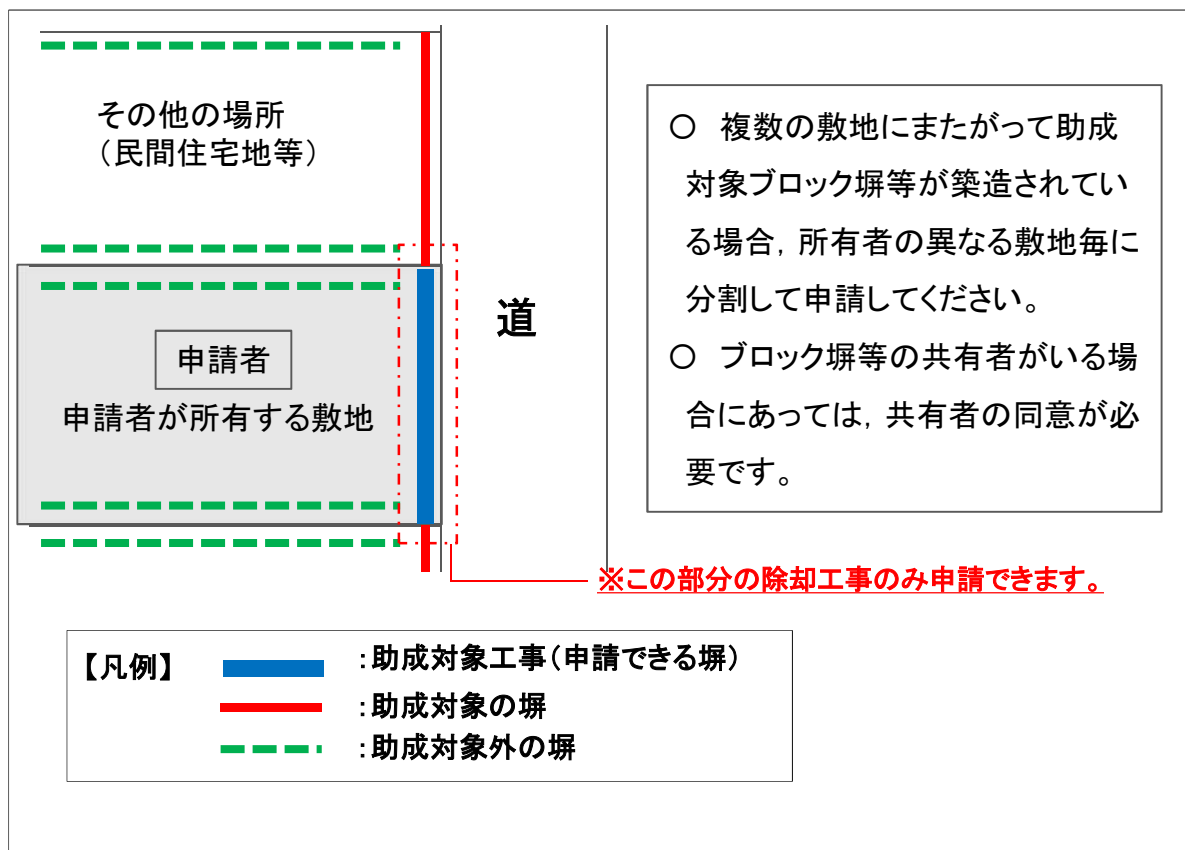
- ・ 交付申請や実績報告の手続の際に, 記載内容の訂正が必要となることがありますので, 訂正印(申請者又は代理人の印鑑)を必ずお持ちください。
- ・ 各申請においては, 郵送による申請は受け付けていません。必ず, 窓口での申請をお願いします。

## 【参考】ケーススタディ

【複数の道路等に面する同一の敷地において、複数のブロック塀等を除却しようとする場合の考え方】



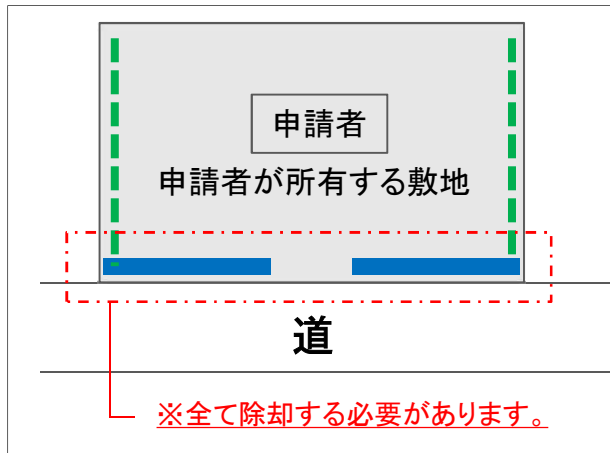
【複数の敷地にまたがってブロック塀等が築造されている場合の考え方】





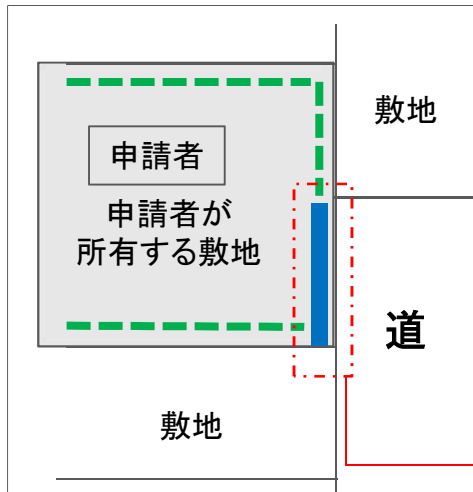
【一の敷地において、道路等に面するブロック塀等が分割して築造されている場合の考え方】

【凡例】 ■ : 助成対象工事  
- - - : 助成対象外の塀



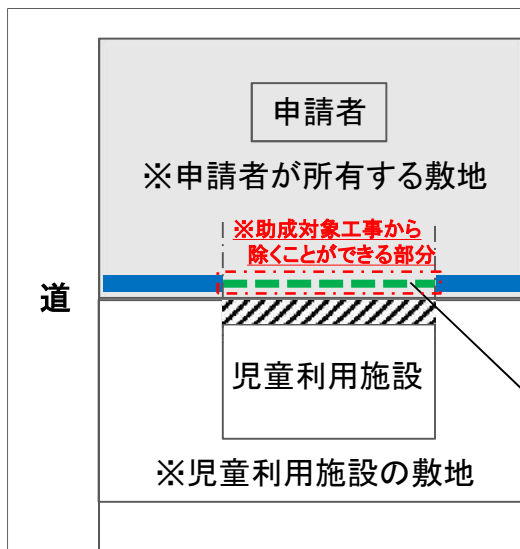
- 一の敷地内において、道路等毎に面するブロック塀等は、原則として、全て除却する必要があります。
- 道路等に面するブロック塀等を一部でも残す工事は、原則として、助成対象工事となりません。

【ブロック塀の一部分のみが道路等に面している場合の考え方】



- 道路等に面しない部分については、助成対象ブロック塀等に該当しないため、助成対象工事にも該当しません。
- 道路等に面している部分のみ除却することで、助成対象となります。

【ブロック塀の一部分に、児童利用施設等の利用者に危害を加えるおそれがない部分が含まれている場合の考え方】



- 一の敷地内において、道路等毎に面するブロック塀等は全て除却する工事が助成対象工事となります。
- ただし、ブロック塀等の所有者及び関係者以外の第三者の者に危害を加えるおそれのない部分に限り、助成対象工事から除くことができます。
- 児童等の利用者の通行が制限されているスペースに面している等、利用者に危害を加えるおそれがない部分は、助成対象工事から除くことができます。

### 【道路等に面するブロック塀等の両側の地面の高さに高低差がある場合の考え方】

申請者

申請者が所有する敷地

ブロック塀等

道

断面図

道側から見た高さが1.0m以上の場合は対象

- 道路等に面するブロック塀等の両側の地面の高さに高低差がある場合は、道側から見た高さを計測してください。
- 道側から見た高さが1m以上の場合は、助成対象のブロック塀等となります。